

# 所有者不明農地・林地の利活用の促進のための新制度

---

平成30年1月19日  
農林水産省

# ○ 所有者不明農地・林地の利活用の促進のための新制度

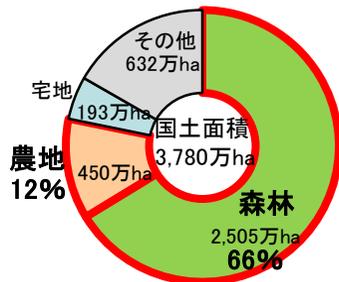
農地

## 相続未登記農地の実態

悉皆調査の結果、全農地の2割が未登記又はそのおそれ

相続未登記農地	47.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
<b>合計</b>	<b>93.4万ha</b> (農地面積の20.8%)

国土面積の内訳



## 所有者不明林地の実態

地籍調査において、登記簿上からは所有者が判明しなかった林地の割合は約26%

【地籍調査での登記簿上の所有者不明土地割合】  
(筆数ベース)

宅地	農用地	林地	合計
17.4%	16.9%	25.6%	20.1%

## 現行

- 共有持分の過半の同意があれば5年間貸付け可能
- 農地バンクの創設(H26)以後は、共有持分の過半が分からなくても、
  - ・ 県知事裁定を経て、
  - ・ 農地バンクに5年間貸付け可能

共有者の探索や利用権の短さがネックとなって、活用実績は低迷。

## 新制度の検討方向

- 共有者の1人でも、農業委員会の探索・公告手続を経て農地バンクに貸付け可能にする。
- 農業委員会の探索は一定の範囲に限定。
- 利用権の期間は「5年」→「20年」に長期化。

## 現行

- 共有林で一部の所有者が不明の場合であっても、
  - ・ 県知事裁定を経て、
  - ・ 所有者自ら伐採・造林を行うことが可能

自ら伐採等を行わず、森林の経営・管理を委託する場合は制度の対象外。

## 新制度の検討方向

- 共有者の1人でも、市町村の探索・公告手続を経て市町村に森林の経営・管理を委託することを可能にする。
- 市町村の探索は一定の範囲に限定。

森林